

# 地研通信

発行人 尾崎 正利  
編集人 南 有哲  
発行所 三重短期大学地域問題  
総合調査研究室  
津市一身田中野157番地  
〒514-0112 TEL(059)232-2341  
題字 岡本祐次元学長

## 第25回地域問題研究交流集会報告(要旨)

三重短期大学地域問題総合調査研究室(以下「地研」とする)では、三重短期大学の教員・学生・行政の関係者・一般市民の方々に参加していただき、地域問題についての意見の交換を行う研究交流集会を毎年度開催しております。本年度第一回目は「市町村合併と三重県内における動向」というテーマで2002年10月20日(日)午後1時30分～午後5時00分に、三重短期大学A・B教室にて開催いたしました。参加者は約30名でした。

基調講演：「市町村合併と地方財政」 森 裕之(大阪教育大学助教授：財政学)

シンポジウム：「地域住民は合併をどう受け止めているのか」

話題提供者(発言順)：後藤 照夫(「河芸ルネサンス」会員・元自治体職員)

「河芸町における合併の動向と住民の取り組み」

：横山 立夫(「一志郡住民の会」会員・元自治体職員)

「11市町村街づくり委員会」と「一志郡住民の会」にかわって」

開会挨拶・主旨説明：尾崎 正利(地研室長、三重短期大学教授)

企画者・司会者：立石 芳夫(地研研究員、三重短期大学助教授)

## 第25回地域問題研究交流集会「市町村合併と三重県内における動向」

(尾崎室長による主旨説明)

本日はお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。今日の研究交流集会は私どもが運営しております地域問題総合調査研究室が地域の研究者の方々や地域問題をいろいろと考えられている皆さまと交流しながら、特に私たちの研究室のノウハウを高めていくということもひとつの目的ですが、そういった結果を地域に還元することで、研究室として一層地域の皆さま方と共に歩んでいきたい、このような願いから、今回で25回目となります交流集会を開催させていただいております。扱うテーマはそれぞれの研究員によって様々ですが、もちろん労働問題を扱った年もございますし、女性問題、まちづくり、教育を扱った時もございます。その都度三重県内で大きく問題になっている事柄を整理して、今一度どうすれば良いのかということを考える出発点となるよ

うな重要な題材を提供したい、ということも私たちの希望でございます。

今回は立石先生をコーディネーターとし、市町村合併というテーマで開催させていただいたわけですが、この市町村合併の問題はこれから正に佳境に入っていく、まだまだ途上の問題でございます。この中にはそれに対するさまざまな意見が世上、出始めておりまして、ちょうどこの機会に市町村合併とは一体何なのかということ、特に住民の視点に立って、今一度考え直してみようということで、このシンポジウムを開かせていただいたということでございます。各界からご参加いただいたお三方の先生方にはご協力をいただきありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

(司会者)

それでは、シンポジウムのほうに入りたいと思います。まず最初にこの企画の主旨をもう少しお話ししようかなと思います。私自身が準備しました資料になりますが、三重県全域の地図が載っている資料と三重県内の合併に関する研究会等が行われている地域を記した資料があります。今日お越しになった多くの方々が三重県内もしくはその周辺にお住まいの方々だと思いますので、あえてこのようなデータは必要ないかと思いましたが、この表にあります合併協議会が三重県内の中で法定・任意含めて既に8つ出来ております。そして、この三重短期大学、津市の短期大学であります。この地域にも11の多くの市町村の枠組みで構成されている合併協議会が出来ております。既にいくつか数回にわたる協議会も開かれて、今年の12月あるいは来年の1月には法定協議会へ移行しようという流れになっている地域が多く現れてまいりました。

そういった中で私自身が思いましたのは、中日新聞や朝日新聞なんかでもご覧になった方もいらっしゃると思いますが、どうも合併に関する基本的な情報や判断材料が地域住民に十分伝わっていないのではないかと、合併が良いのか悪いのかを判断することすら出来ない住民がまだまだ多くいるのではないかと。

それで今回のシンポジウムを含めて市町村合併とは一体何なのか、ということをお話していただこうと思っております。その後、一志郡と河芸町の両地域の方に中勢地域における合併の動向の中で住民の立場から合併問題を考えようではないかということで発言をお願いしております。ひとつは「河芸ルネサンス」といいまして、元々は河芸町長の責任問題を追求する住民組織だったのですが、そこから派生するような形でさまざまな行政問題にも取り組むようになり、今は合併問題を一つの重要な課題として取り組むようになった、そういった団体の代表といたしまして後藤さんをお招きいたしました。もうひとつは一志郡を舞台に地域の住民の立場から合併問題考えようではないかということで「一志郡住民の会」の代表である横山さんにも話題提供者として来ていただきました。したがって、市民の立場、住民の立場から、このお二方には特にこの地域の合併問題にこだわった形でいろんな話題を提供していただき、同時に皆さんからも意見や質問をいただきまして全体の力で今日のシンポジウムを盛り上げていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に大阪教育大学で財政学を担当されております森裕之さんより「市町村合併と地方財政」ということで財政の問題、合併するとどうなるのだろう、あるいは現在の実態、非常に苦し

い財政状況に見舞われておりますので、そのことも含めてどうしたらいいのだろうかという、重要なお話しをしていただこうかなと思っております。

それではよろしく願いいたします。

(森 裕之氏による講演)

はじめまして、大阪教育大学で財政問題、特に地方財政といいますが、都道府県の問題を研究しております森でございます。今日はこのような機会に、三重短期大学の地域問題研究交流集会といった形で、立派な集会に呼んでいただきまして非常に感謝しております。今日は少しお時間をいただきまして、現在、市町村合併の問題をどのように考えていけばよいのかということをおの専門であります財政の面からお話しさせていただきたいと思っております。多少、財政の話になりますと少し難しい話といいますが、制度的な問題が大きい所がありますので、少し堅苦しい話になるかと思っております。出来る限り噛み砕いた形でお話しさせていただきたいと思っておりますので、その本質は何かということをお話していただけたらと思っております。

お手元の資料とレジュメに沿ってお話しを進めていきたいと思っております。現在、平成の市町村合併ということで、日本の歴史から見ると3度目の大きな合併に国はしたかったのですが、なかなか出来ないという状況がありますので、当初は「平成の大合併」という話だったのですが、「平成の合併」という話になりました。そういった状況を迎えて、この市町村合併が今この時期にどれだけ国を挙げて行われようとしているのかということをお話していただきたいと思います。

まず、市町村合併をめぐる現在の状況について簡単に確認させていただければと思います。市町村合併を行うためには一定のスケジュールというものがございます。そのポイントになるのは法定の合併協議会というものを設置することから始まります。その合併協議会は現在、全国でどれだけ設置されているのかと申しますと、2002年の9月末現在の資料ですが、95の協議会が設置されております。全体が384市町村ということで、これは全国の約10分の1ということになります。この三重県内では、この時点ではひとつだけだったかと思っております。ただ、法定の協議会に至らないまでの研究会というものたくさん行われております。その数を含めると全国の8割弱の自治体が市町村合併の論議には参加しているという状況です。その数ですが、現在急激に増えてきているという状況があります。新聞の切り抜きになりますが、左側の記事に合併法定協議会の設立推移という表があります。2002年に入までは、ほとんど合併の法定協議会は設立されていなかったという状況でしたが、今年に入ってからの数は急速に大きくなっているということがわかります。これは何を意

味しているのかといいますと、国が設けている特例措置、いろいろと飴をつけるわけです。合併したらこんな良いことがありますよという飴を。それが本当に飴かどうかということはきちんと検証しなければいけないのですが、とにかくそういう飴をぶら下げる。その飴を取るためには今年がリミットなんですね。そのために今まで合併しないと頑張っていたのですが、だんだんと市町村の中に不安が大きくなってきて、その結果、急速に法定協議会に入ってくる市町村が増えたというのがこの間の事情になっております。それで合併を実際行ってきた市町村というのを少し紹介しておきます。99年に篠山市が篠山地域という所の4町が合併して誕生いたしました。ここが近年では一番最初の合併であります。ただしこれは合併特例法の改正がなされる前ですから、先程申しました国の飴の話とは別になります。それ以前に合併しようという話がありました。たまたまその時期が重なったということになります。ですからここは優遇措置を受けることが出来ているのですが、それは後から国が付けてくれたということで少し事情が異なります。それから2001年以降になりますと急に新聞やテレビなどで報道されているような合併の町が増えてまいりました。例えば、吸収合併でありますけれども新潟市であるとか西東京市、潮来市、さいたま市、大船渡市、さぬき市、久米島町といったような所が新しい町として誕生してきたということになります。

このような合併に反対する全国の市町村も活発になってきております。例えば一番最初にこういった反対の決議ののろしを挙げたのはおそらく埼玉県の上尾市だと思います。ここは2001年の7月に住民投票を行いまして、合併に反対するという住民が過半数を超えるということで、それを受けて法定協議会に加わらないことを決定しました。他に芦屋町では住民アンケートを通じて合併に加わらないことを決定しております。また矢祭町では議会、もちろん市長もそうですが「合併しない宣言」というものを出して総務省からかなり何度も「なぜ合併をしないのですか」という電話や視察があったようです。反対に全国の市町村からも「どうやってそんな宣言が出来るのですか」ということで視察に来られたという話もあります。それから早川町も同じですが、「市町村合併に関する早川町の考え」というものを出しています。最近ですが18歳以上、いわゆる未成年にも合併の意思を問う投票を実施したり、最近では15歳以上の子どもたちにも合併の意思を問う住民投票をやるという自治体も出てきているというような状況があります。これらの合併に関する反対の決議というものは、もともと合併しようということを市町村自らが考えて実施するのであれば起こってくるはずがないのです。こういった反対ということ

が起こってくるということは国がやろうとしているということを現しています。

そこで現在の市町村合併の特徴というものをここで詳しくお話ししたいと思います。今の市町村合併の特徴のひとつが上からの「押しつけ」だということです。これは今に限りません。今までに2度大きな合併が明治、昭和にありましたが、いわゆる国策として合併が行われてきております。今回もその特徴を非常に強く持っています。国は一応自主的な合併を前提にする、とっております。例えば先程の法定協議会をつくるという時に有権者の50分の1の署名があれば議会に対して法定協議会を設置するよう要請することが出来るわけです。これは住民が合併したい、だから法定協議会を作って下さいということを経済の側から議会に地元の議員さんに要請して、市、または町、村の法定協議会を設置してもらうということが可能な枠組みになっております。こういったことを理由に国は「これは自主的な合併なんですよ」「住民の方が判断してよいですよ」といっていますが、かなり国からの押しつけという様相が強くなっております。例えば99年に旧自治省、現在の総務省が「市町村合併についての指針」というガイドラインを出しております。これは「合併をなさい。こういう形でしていきなさい」といったことを全国の自治体に示した最初の指針であったのではないかと思います。その後「市町村合併の推進についての要項」というものを出しまして、その中には三重県にもありますが市町村合併の支援本部というものを各都道府県の中に作るわけです。その都道府県がいわゆる合併重点地域というものを指定して、そこに対して重点的に合併を進めていくというような支援、すなわち国が都道府県を通じて地域の市町村合併を進めていくということを明示していくというような流れがあります。最近でいいますと「合併協議会の運営の手引き」というものを同じく2001年に出しております。これを見るとかなり詳細なガイドラインが国によって提示されているなということが見て取れます。そういった形で国は合併を進めてきている。後から詳しく申しますが、財政問題でも合併を進めるよう、いろんな鞭を使い始めています。

しかし、その鞭を使っても今合併が進んでいないということに国は業を煮やして、ここまでやるか、というようなことを最近やり始めてきております。先程見ていただいた新聞の切り抜きに戻りますが、この考えは今年の6月頃から出ておりましたが、最近の新聞の中でいよいよ大々的に取り上げるようになってまいりました。これは何をいっているのかと申しますと、まず左側の記事の見出しになります「市町村合併に消極的自治体に罰則」ということが書いてあります。それで政府与党が権限縮小を検討ということになっております。

これは冒頭にありますが、合併をしないという小規模自治体の権限を窓口サービスに限定するということになっています。地方交付税、職員定数の削減は前から出ておりますので、問題は合併しない小規模自治体の権限を窓口サービスに限定するということにあります。それで窓口サービスとは一体何なのかということですが、人口1万人以下の自治体の業務を住民票の写し交付など窓口サービスに限定する、とっております。日本の自治体、市町村というのは総合自治というものをやっております。この総合自治というのは例えば小・中学校の運営、ゴミの収集、図書館の運営、介護保険、国民健康保険、全て市町村がやっているということです。こういったことを総合自治体であるというふうに評価できると思いますけれども、今までやっていた自治体の事業はやらなくていいです、それで住民票の写しの交付のような正に窓口サービスといいますか、それだけをやして下さいということ。大きな市町村になってきますと支所というものを持っているかと思えますけれども、いわゆる支所の機能だけを市町村がやればいいのですよ、とっております。では今までの福祉などさまざまな中心になるサービスはどこがやるのかといいますと、これは都道府県がやることになります。これは小規模自治体にとって正に自分の仕事を奪われてしまうということになります。それは自治体だけの問題ではなくて住民の生活に関わってきます。では支所では何が問題なのかといいますと、そこで物事が決定できないのです。支所に「こうして下さい」といくらいっても出来ないというのが問題なのです。決定を取り付けようとするには県庁所在地まで行かないとだめなわけです。今まで市町村の役場に行けば出来たのですが、これからは県まで行かないといけない、ということになっていくのだろうと思います。こういった市町村を二分するという考え方は以前にもあったのです。北海道で適用された事例があります。一級市町村と二級市町村とに分けて、一級市町村は現在と同じで総合行政をやる。二級市町村は窓口サービスをやる。行政一般については道庁がやる、といった形の行政スタイルです。そういったいわゆる差別的な市町村の扱いというのをこれから国が進めようとしています。しかも人口1万人以下ということになりますと相当の数の市町村が含まれることになります。そういったこともやり始めているわけです。ここまでしないと市町村合併が進まないという危機感を国のほうは持っているのだろうと思うわけです。

ちなみにそれに対して右側の記事を見ていただきたいのですが、長野県の泰阜村の村長さんが投稿されているのですけれども、このようにいっておられます。「交付税の問題は別にしても、1万人以下の町村の権限を縮小し、是が非でも合併で

規模拡大を図るといふ考え方にあぜんとしている」、「たとえ人口が減少しても、そこが自分たちの住む地域である以上、代表を選んで地域のために汗を流す、この自治のスタイルこそ憲法が保障する住民自治であり、民主主義の原点だと考えてきた」。また、「この村は人口が2,200人の非常に小さな村で非常に高齢化率が高いということで在宅福祉を中心とした施策を進めてきた。介護保険の保険者として国に迷惑をかけず、安心できる老後を住民に提供している。また、近隣の町村では福祉より環境に力をいれているところもある。そういった町村が一緒になれば、今までの一生懸命やってきた取り組みや特色が薄れて独自の施策が出来なくなる。小規模故の行政コストが『お荷物だ』との批判には、経費削減の努力でこたえてきたつもりだ」といっておられます。この村は助役を置かない条例を制定しており、村長(市・町)と助役、収入役で三役なのですが、このうちの助役を置かない。村長にしてみれば自分の腕を切り落とすような決断だと思います。そこまでして経費の節減をやっている。業務を出来る限り外注していくことによって経費の節減を進めてきたといっているわけです。それをやってきたのにも関わらず、今度は国が自立の道を絶ってしまって破産宣告するような今回のやり方、これは納得がいかないといっているわけです。私はこの村長さんとは知り合いではないのですが、非常に良い村長さんだなあと思いました。このような村長さんがたくさん生まれてきたならば日本の社会ももっと良くなるのだろうなということを感じました。こういった志の高さといいますか非常に重要な指摘をされている。このような形で国が上からの合併を進めるという本性が非常によく現れてきたなと感じております。

次に2番目の特徴になりますが、これまでの合併に比べて理念がないといいきっていいと思います。なぜ合併をするのかよくわからない。これは実は当の総務省の方も私もよくわからないとおっしゃっています。それぐらい理念があやふやなわけです。いろいろ理屈は出されます。総務省のホームページを見ると合併をすることでこういったメリットがあります、とあるわけなのですが、どうもピンと来ないわけです。それでかつての合併というのは、こういった理念で進められてきたのかということ若干お話ししてみたいと思います。明治の時に最初の市町村合併が行われてきて約72,000の自治体が16,000くらいに合併をすることになったのですが、国は2つのことをやっていたかなければならなかった。ひとつは富国強兵政策。これは軍勢力と殖産興業。工業化を進めていくという政策をやらなければならなかった。一方で教育と市町村の公共事業をやる必要があったわけです。ところが国は軍事増強と殖産興業政策に力を

注いでしまったために教育するということにお金がまわらなかった。そこで合併をさせて、市町村に教育を担わせようとしたわけです。ところが市町村は当時7万もあって、今の行政村ではなくて自然村だったわけですが、そのような小さな村では到底小学校を持つことが出来ませんでしたので、そこで国は村を集めて小学校を運営するようにさせたわけです。それに対しては補助金を出し、日本で初めての補助金制度が出来たわけです。そういった形で市町村合併を進めてきたわけです。これが明治の市町村合併といわれているものです。それから昭和になりまして2度目の市町村合併がおこります。これは先程の1万6,000という数字から一気に約3,900に市町村の数が減少します。この時、一番大きかったのは義務教育の3年間の延長。新制中学を新たに義務教育化するということが大きかったわけです。その時に同じ論理で中学校を運営できる最低限の規模の市町村を国は作りたかった。その結果、国が選んだ手法は人口8,000人以上を目途にした市町村合併だったわけです。これが現在の市町村を形成しているわけです。

ところが今回の合併はそのような何か行政サービスが必要になって合併するというような動きではないのです。一番考えやすいのは高齢者福祉を支えるための合併なのかなということですが、国は何もそのようなことはしていない。だから何が理由なのかよくわからない。本来の合併というのは何か住民のニーズがあってするべきものです。例えば先程ふれました篠山市。ここも行政サービスを拡充する必要から合併がおこったわけです。ここはJRが複線化されたり高速道路が通ることにより人口がものすごく急増したところなのです。人口が急増しますからさまざまな問題がおこってきました。ゴミ処理の問題をどうするのか。それから、ここは水資源が非常に少ないところで確保しないとイケない。水資源を確保するには公共施設に膨大な設備投資が必要になります。ひとつの町単位では到底出来るものではありません。そういったこれから人口が増えていくことに伴う行政サービスのニーズというものが急に浮上してきた。その時の選択肢として市町村合併、つまり4町の合併があったわけです。それがベースにあって新しい市が出来ているわけです。ところが今行われている市町村合併にはそれが見えません。国も市町村も住民の側の盛り上がりがないとか、住民がほとんど知らないといっていますが、それは当たり前です。なぜするのがわからないのに我々が関心を持つわけがありません。しいて市町村合併を進めていく論理を挙げるとするならば財政危機なんです。後ほど詳しく説明いたしますが国も自治体もお金がない。自治体の側からいうと、この間仕事だけはたくさんきた。ところがお金はない。それで効率的に進めるために、例えば

3つの村にいたそれぞれの村長さんがひとりになればその分の経費がうきます。そういった簡単な論理で市町村合併が進んでいるのだらうなと思います。私はそれも怪しい話ではないかなと思ってます。本当に経費が下がるのだらうかと思えます。そういったことから考えていくと今回の合併は理念が非常に希薄だなあという気がいたします。これが2つ目の特徴として挙げられることではないかと思えます。

3つ目は、国の財政問題がそのまま市町村にシワ寄せされているという傾向が非常に強いという状況があります。国はなぜ自分のところの財政負担を市町村合併することによって解消できるのかといいますと、これは地方交付税という制度に関係があります。正確には地方交付税交付金といいます。これは現在20兆円ほど国の予算としてあります。これが国にとっては非常に大きな負担となっております。現在この地方交付税制度というものはほとんど機能しなくなっています。機能しないということの現れのひとつには借金が非常に多いということです。46兆円ほどの借金があります。国の予算が約80兆円ほどです。現在、国・地方合わせて、全体で700兆円ほど借金があると思えますが、46兆円というのは計算してみたのですが毎日1,000万円を捨て続けて一体何年かかるかということ、何と13,000年かかります。46兆円というのはそんな金額です。国全体の借金700兆円となると考えたくもない数字になりますよね。これを何とか減らしたい。実際国は減らし始めています。今年度の予算の中でも1兆5,000億円ほど当初予算で減らしております。これを減らすことによって国が自分の借金負担を軽くしていきたいという思いは、今回の市町村合併の問題に色濃く出ているなあというのが3番目の特徴だらうと思えます。

4番目は公共事業の拡大を餌にする、という色彩が非常に強いと思えます。これは公共事業を合併した自治体には非常に有利な条件で認める措置がとられていることに現れています。日本という国は面白くて自治体が借金をするのに国の許可がいります。これからは事前協議という形になります。しかし事前協議といっても合意できなければ許可と何も変わらないと思えますが、日本では自治体が借金をするのに国の許可が必要なんですね。こんな制度をとっているのは日本以外の他の先進国にはありません。自分のところが借金をするのになぜ許可がいるのか、自分のところの借金なのだから自分のところで決めればいいのですが、日本はそういうにはなっていない。その制度を国はうまく使って、合併特例債というものを有利な条件として市町村合併した自治体に認めてあげますよ、ということをしていっています。合併特例債というものは何に使えるのか、合併特例債に限りませんが日本の地方債という借金は基本的には公共

事業にしか使えません。合併特例債も公共事業にしか使えない。すなわち合併特例債を優遇することは公共事業を優遇するということとなります。実際、そのような傾向は先行自治体の中では既にあります。例えば、先程の近年の合併事例として紹介いたしました中に潮来市がりましたが、ここは人口が約3万2,000人ですが、以前は潮来町と牛堀町というふたつの町に分かれていたのがひとつになりました。このふたつの町はそれぞれもちろん借金があったわけですが、98年度時点でみて借金額が8億8,000万円（地方債の起債額）だったのですが、合併した2001年には38億円になり4倍になっています。これは明らかに国が優遇している地方債の合併特例債の影響であろうと思います。借金をしても国が返してくれる比率が非常に高いので、今まで9億円弱であった借金が突如38億円まで膨れあがってしまっている。しかし、これは借金であるからには必ず返さなくてはいけない分があります。これは将来の自治体が自分のところが返さなくてはならない分を考えるとたいへん財政上問題がある、正直にいうと危ない制度だなと思います。それから西東京市の場合は合併特例債が認められるということで、なんと100億円のお金をかけて合併記念公園という公園を作るそうです。このような事例をみますと、借金が認められるから何かをとにかく作ろう、いるかわからないが作ろう、というような動きに全国の自治体になっていくのではないかという危惧を覚えます。そのように公共投資の拡大という影響が非常に強い合併だなあと思います。

次に、現在合併の問題を一番深刻に考えているのは非常に小さな町や村です。人口の少ない、経済力の乏しい町や村です。なぜ小さい町や村が合併を真剣に考えなければならぬ状況に追い込まれているのか、という話をこれからしていきたいと思えます。

小規模自治体にとってはこの地方交付税という制度はたいへんありがたいお金になっています。さらにいいますと町や村にとってはこれが命綱になっています。なぜ命綱なのかといいますと、この地方交付税というのが町にとっては一番ありがたい、しかも規模が大きいお金になっています。ありがたいというのは何に使ってもよいからです。例えば、補助金というのがありますが、学校の補助金、道路の補助金など、これらはその用途以外には使ってはけません。そういった形で非常に細かい規定がある。例えば皆さんが目にも見えます児童公園というものがありますが、これには3つの物がなければだめなんです。それは何かといいますと、すべり台、ブランコ、砂場です。なぜなのかわかりませんが補助金でそう決まっています。補助金というものにはそういった欠点があります。自分たちの町にはブランコはいらな

っていてもブランコは必要になってきます。作らないと補助金が下りないからです。不便ですよ。例えば、ブランコの他に子どもたちがもっと大きな池がほしいといえればその池を作った方がいいわけですよ。しかし、補助金ではそういった融通が利かない。ところが、この地方交付税というのはありがたい何に使ってもいいのです。何ら縛りはありません。手続きも非常に簡単です。池を作りたいといえれば、池が作れます。そういったお金です。この地方交付税と地方税を含めて、何でも使えるという意味で一般財源といいます。この一般財源が収入全体に占める割合はどの市町村でも変わりはありません。ところがその内訳は大きく異なります。小さな町村になれば地方税という税金は少なくなります、地方交付税の割合は大きくなります。ですから、この地方交付税がなくなったらどうなるかということは考えてみたらわかるわけです。小さな町村ほどこの地方交付税は大変大きな役割を果たしているのです。これを国は今削ろうとしています。それは小さな町村にとってはこれまでやってきた行政をやめるということに等しいのです。そういった状況があります。あと同じような資料になりますが、やの表にあります、これは税金の少ないところは地方交付税によって税金の多いところとあまり変わらないぐらいの交付金をもらえるということを表しています。細かい仕組みについては表の地方交付税交付金の仕組みというところにあります。またお時間のある時に見ていただければと思います。

次にレジュメの2枚目に移りまして、この地方交付税がこれから一体どのようになっていくのかということをお話ししたいと思います。この地方交付税はこれからも小規模な自治体ほど大きな役割を果たすといつて間違いありません。なぜなら小さな自治体ほど相対的に高齢化率が高い。そのために様々な福祉サービスの支出が必要とされます。一方で大きな企業等がありませんので税金がなかなか入ってこない。地方交付税というのはその町村が必要なお金と入ってくる税金の差額を埋めています。ですから小さな町村ほど出ていくお金は相対的に多くなる。入ってくるお金は少ない。ですから、その差額を埋めるといえる地方交付税の額はどうしても大きくなる。こういった傾向は今後も間違いなく続いていかなるをえないのです。日本全体としても地方交付税はおそらく増えていかなるをえないと思えます。日本全体としてもこれから高齢化率が急速に高くなっていきますから。その一方で日本の景気は回復するか、経済が伸びていかなると税金は伸びない、そのようなことを考えていくと展望は非常に暗いといわなるをえないわけです。ですから地方交付税の枠は大きくなっていかなるとだめなはず。国は今それをなんとか避けたいと思っているわけです。今、この

交付税がにわかに社会問題化しています。2001年から急激に地方交付税というものが新聞紙面上を賑わすようになりました。私の経験上、地方交付税が新聞紙面を賑わすといったような経験はありませんでした。おそらく初めてだろうと思います。地方交付税が問題である、と国がいい始めたことを表しているのだらうと思います。細かい話が多くなりますが、先程も申しましたように地方交付税の借金額が約46兆円という重さを確認していただきたいと思います。それから、国が地方交付税を減らしていこうとしている根拠のひとつに、日本全国どこの地域も必要最低限の行政サービスが行き渡ったということをしきりにいっております。出てくる例がだいたい大きな公民館や大きな体育施設などです。これは無駄だと、利用する人も少ないのにこのような巨大な施設を小さな町村に作っても無駄だということをいっております。それで無駄な施設がなぜ出来るのかというと、もう作る施設がないからだ、という論理になるわけです。そういった事例を出して、もう既に交付税の役割は終わったのだといっております。ただ、本当のところは違うと私は思います。例えば福祉サービスは非常に遅れております。道路も小さな村へ行けばまだまだ整備されていない所やしなければならぬ道路はあると個人的には思っております。そういった個別のサービスによって違うことをひとまとめにしてサービスは充実したんだという言い方をするのは非常に無責任であると思っております。そういった状況をふまえて、今行われようとしている市町村合併と地方交付税や先程も出てまいりした合併特例債というものとの関係をどのように考えていけばよいのかということをお話したいと思っております。

レジュメの3. 合併問題と地方財政というところになります。まず、国はこの地方交付税という制度と地方債という制度を使って、合併したらこのような良いことがある、しなければこのような悪いことがあるということをしきりにいって、そういった措置をとってきております。その代表的なものをご紹介しておきたいと思っております。まず、合併促進のための地方交付税の優遇措置についてです。まず表 市町村合併に対する財政措置というところをご覧ください。国は今、小さな市町村に対してこの地方交付税の金額をどんどん引き下げてきております。本当は違うのですが、それと繋げる形で、もし合併した場合は合併する以前の交付税の額はそのまま10年間渡します、といった措置をとっております。それで10年後以降は段階的に縮減していく、ということをお話しております。これを表 で表しているわけです。この措置は自治体にとって非常に魅力的に見えます。人口が多い自治体ほど住民一人一人にかかる経費は少なくなります。交付税は前のまま下りてきますから、

何か差額が生まれるような気がするんですね。それが自治体を今合併のほうに突き動かしている原因になっているわけです。

次に2番目に、その下の図 - 市町村合併特例事業に対する合併特例債の発行というところですが、これが二つ目の財政措置の柱となっております。先程申しましたように日本の地方債というのは国が全て許可をします。例えば100%の事業を95%は国の借金で行ってもよいといっています。その認めてあげた95%の内70%は国が交付税措置として自治体にあげますといっています。ですから事業を行う自治体が地方債を発行して国に返さなければいけないお金は残りの25%分となります。この条件はこれまでの地方債に比べても非常によいものとなっております。例えば図 地域総合整備事業債の発行というのがありますが、自治体が公民館や体育館を作る時には必ず地方債を使っているはずなのですが、この場合だと100%の事業をする場合90%の借金を認めてあげますということになり、この段階で既に合併特例債に比べて5%分のお金を自治体は最初から用意しなければなりません。その90%の内最大で55%を交付税措置として国は認めておりますが、合併特例債の場合は70%です。ですから比べますと15%も少なくなっております。明らかにどちらの方が有利かというのはわかります。何か公共事業をやりたいと思ったら当然、合併特例債を発行した方が得です。そういった地方債を通じた措置というものも行われてきております。先程申しましたように西東京市は合併記念公園を作ったりといった例や、突如4倍に地方債の起債額が上がったという潮来市の例に現れている通りだと思っております。その他、補助金であったり、先程の交付税の中でも水道料金や保育園の料金など公共料金の格差を調整するために国からお金をもらえます。公共料金は、合併することによって高くなる場合が当然起こりえるわけです。そういったことのないように国がお金を出しますからうまく解決して下さい、といったことです。あとは土地開発公社の経営健全化などがありますが、これはいわゆる隠れ借金というものです。この地域はどうもあまり土地開発公社はないようですが、それは債務負担行為額を見ればよくわかります。この土地開発公社というのは自治体の要請に応じて土地を買う会社なんです。これがネックになっている自治体というのが非常に多いです。例えば大阪の堺市と合併しようとしている某市があります。ここは土地開発公社を使って多額の借金をしてしまったという現状があります。そういったところも国が面倒を見てあげますといったようなことを制度として取り入れるようなことをやっているわけです。この合併特例債と地方交付税の2つが大きな財政問題として合併に関わっています。小さな自治体との関連でいうと、とりわけ地方交

付税が問題だと先程から申し上げていますが、ここでもう少し現在どのようなことが進められているかということをもとめていきたいというふうに思います。

ひとつは先程表で見ましたように地方債の元利償還金の70%とか50%を国が地方交付税としてみてあげます、といった措置がありました。今これを国はどんどん減らしております。従来は約60~70%の措置がとられていたのに対し今は30%、半分になってきています。すなわち今までの倍の金額を将来自分たちで出していかなければ同じ施設が建たないわけです。今まではその分は国が地方交付税として出してくれていたわけです。これからはその部分も自分たちが出さないと建物が建たない、道路が整備できないといった状況になってきております。これは公共事業をたくさんやってきた自治体に影響が大きい。公共事業をたくさんやってきた自治体というのはどういう自治体かと申しますと、やはり全体的に見て過疎の町村が多いです。ですから過疎の町村にとって非常に痛手となってきている。

2つ目は似たような話になりますが、先程、地域総合整備事業債というものがありませんでしたがこれが今度廃止されました。この地域総合整備事業債というものは実は税金の少ない自治体、すなわち規模の小さい自治体ほど有利に措置されておりました。レジュメ(2)に書いてありますけれども、元利償還費の交付税算入率とありますが、これは将来の借金返済にどれだけ国がみてくれるかという話なのですが、この制度は小さい自治体ほど有利でした。しかし今度これは廃止され、代わりに地域活性化事業債というものが出来ました。この中味は具体的にないのかわからないところがあるのですが、少なくとも地域総合整備事業債よりは条件が悪くなっています。先程の交付税の算入措置という観点からみても悪くなっています。ですから地域総合整備事業債が小さな町ほど有利なシステムであるとすれば、やはりこれの廃止は小さな町村ほど影響が大きくなるをえないということになります。

3番目に段階補正の削減があります。表 人口規模と必要経費を見て下さい。各村や町は様々な行政サービスをやっています。その行政サービスというのは経費の構造としていくつかの特徴を持っています。そのことを表を見ながら説明させていただきます。まず村長や町長の給料は年間約800万から1,000万円だと思います。その町長や村長の給料は町や村の住民の数が大きくなればどうなると思いますか？一定ですね。ということは表のグラフのBの定額経費にあたるわけです。こういった経費は意外に少なくて殆どありません。次に挙げられるのは例えば自治体は広報を発行しています。広報は家庭に1冊ずつ配布されますの

で、この広報にかかるお金はおそらく人口に比例すると思います。人口が多くなれば発行部数もそれだけ必要になるわけですから比例するはず。それはこのグラフの中のA人口比例経費にあたります。例えば後はゴミ袋の配布代や、子ども達の数人が人口に比例すると考えるならば学校の給食費などもこれに近い経費になるでしょう。もうひとつ人口が増えれば増えるほど必要な経費は増えるのだけれども、増え方は小さくなっていくという経費があります。これはC規模の利益経費になります。例えばゴミ処理などがわかりやすいかと思えます。ゴミ処理の経費は人口が増えれば増えるほどゴミの数は増えますから当然経費が増えると考えられます。ところが人口が増えてくれば増えてくるほど効率的に集めることが可能になります。それは住居が転々とあるところを自治体の職員がゴミを集めにやってくるよりも、集落が密集しているところの方が効率よく集めることが出来るからです。それだけ職員の数も少なく済みます。自動車の数も少なく済む。そういった傾向があります。そのような経費についてはCのような人口が増えることによって経費も増えるが増え方は大きくないといった経費になると思います。こういった三種類の経費があります。1番多いのはCの経費になります。実はCの経費が圧倒的に多いです。このA・B・Cをそれぞれそのまま当てはめてみた場合、表の1番上の曲線になります。Dです。これを逆さまに見たものが今見てもらった表の右にありますグラフになります。人口が増えれば増えるほど1人あたりの経費は減少していきます。

これが合併のひとつの論理となっています。合併をして人口を増やせば1人あたりにかかる経費は少なくなる。そうすれば自治体にかかるお金も相対的に少なくなる。そうすれば国から出す交付税も少なくて済むだろうといった論理です。こういった経費の動き方が市町村の財政にはある。それに併せて、この表を見てもわかるように人口規模の小さい自治体ほど住民1人あたりにかかるお金が大きくなっています。それを反映するために地方交付税という制度を使って人口の小さい自治体ほどたくさん地方交付税をあげるようなシステムをとってきていました。それが段階補正の見直しというシステムです。表に見直し前というところがありますが、人口が1万人以下の町村になると急激に段階補正係数というものをかけて、たくさんのお金が小さな町村に配られているというのがわかります。ところが1998年度から国は人口4,000人未満の自治体に関しては、人口4,000人と同じ町村の額しか配らないとしました。これが見直し後のグラフになります。今までは2,000人の村では非常にたくさんの地方交付税がもらえたのに同じ額がもらえなくなったわけです。これは98

年から続いてきております。レジュメの3頁の段階補正の削減というところですが、98年から2001年度の実績で人口1,000人規模の自治体では4年間で約6,000万円の地方交付税が削減されました。こういったことが行われてきて、財政的に非常に苦しくなっているということです。

もうひとつは割増率の削減です。これは何かというと、例えば、1万人の自治体は全国にいくつもありますが、今まではその1万人の自治体の標準的な行政サービスをどのようにして算出していたかといいますと、その平均で算出していました。例えば1万人の村が10のサービスをするのにお金を12かけるところもあれば9のところもあるわけです。それらを全部合わせて平均してお金を算出して、今まではそれを国が地方交付税として配っていました。ところがこれからはそれをしない、10の事をするのに12や13をかけてやるような自治体は初めから計算にいれない、外してしまう。外してしまって、安い費用でサービスを行っているところを2/3とって、その平均で決める。今までは効率が悪いところも含めて平均でお金を配っていたのですが、効率の良いところだけ2/3の自治体の平均でとる。これに併せて地方交付税を配布するというをやりましたから当然配布される額は減るわけです。

時間もありませんので早速ですが最後に結論の方に入っていきたいと思っております。では合併するのが良いのか悪いのかということですが、今見ていただいたように合併すれば借金は認めて、交付税は前のまま措置するというを国はしています。給をぶら下げる一方で小さい町や村についてはどんどん地方交付税を減らして鞭をかけてきている。挙げ句の果てには1万人未満の町村には自治体としての権限を奪ってしまい都道府県に返しなさいといっています。こういった状況の中で果たして合併するべきかどうかということを経済面からわれわれは考えていかなければならない。今の行政は財政面を主な基準にして合併を考えています。各市町村の地理的、歴史的、文化的なこと、総合的なことは考えていません。とにかくお金がないのだ、ということを考えています。それを各地域に住むわれわれ住民1人1人はどうやって考えていくのか、ということが問われると思っております。

ひとついえることは、この合併を通じて一番有利な財政の措置は何かということと借金が出来るということだと思います。合併特例債という借金が出来るということ。地方交付税はそれほど変わらないと思います。その根拠はどういったことかと申しますと、先程も申しましたように人口1万人未満の自治体の場合は交付税がどんどん減らされてきております。では合併すればその影響がないかということそんなことはありません。なぜかという

と例えば人口3,000人の村が合併した場合、今の状況の交付税がそのまま配布されるのかということではありません。なぜかということ地方交付税はどんどん減らされてきています。その減らされた額が前の3,000人のまま残っていたら、どんどん減らされるわけです。その減らされた額が10年間補償されるという意味なんです。今現在の交付税額が措置されるというわけではないのです。今現在の人口規模のままどんどん交付税が減らされてきている、その減らされた額が配布されるだけの話なんです。だから合併をしてもしなくても絶対に減らされます。その影響を考えると人口10万人を超えるような大きな市にしないとイケない。そうなってくると人口が増えてきたら交付税が減りますから差し引きどちらが得なのか分からない。計算してみないと分からないといったところです。交付税についてはどれほどの大きな影響が出るのかについては、国がどのように操作するのかによって大きく変わってきます。むしろわれわれの目からすれば、地方債、合併特例債の方が有利なんです。この合併特例債は有利なのですがあくまでも借金なんですね。他の地方債、つまり地域総合整備事業債のような他の地方債で同じことをやるよりは有利だというだけの話です。やっぱり借りたお金は返さなくてはイケない。その返す額が全体的に増えるという可能性はあるわけです。なぜなら条件がいいからそれだけ大規模な事業をやろうとする自治体が当然出てくるはずなんです。先程例にも挙げましたふたつの町で8億8,000万円しか起債されていなかったのが突如38億円も起債されることになるわけです。借金返済の総額が大きくなってしまっています。大きな事業をすればそれだけ借金する額も大きくなっていきます。そういったリスクが非常に大きいわけです。

しかも今後そういった借金をしても地方交付税でみてくれるという保証はなくなってきております。今、国のほうでそういったことを模索しております。それは税源移譲、つまり国のお金を、正確にいうと所得税という税金を地方自治体の税金、いわゆる住民税に変えようという話です。要するに、国は自分のところが持っている税金を市町村の税金に変えましょうといっているわけです。これは嬉しい話です。しかし嬉しい話の一方で、今までの補助金や地方交付税を減らします、といった話もセットになっています。ところがその中に、当然今まで借金をしたら後で地方交付税でみてあげますよといった話がなくなる可能性がある。どういうことかといいますと、借金をして公共事業をやってきた、その借金はかなりの部分で国が地方交付税でみてきてくれていた、そういう約束をしてきていた、その約束をもうやめるといった話になってきているわけです。やめるといことは、国からの交付税措置を信じてきた市町村が自

分たちの借金としてそれを返し始めなくてはいけないということになるわけです。そういったことを国は考えています。財務省はそのように考えています。総務省はそんなことをされたら困るということで、今財務省と総務省のせめぎ合いになっているわけです。だからこの合併特例債は有利だといっても、これまでの条件が続けば有利ということなんです。だから合併特例債があってその後地方交付税でみてあげるといった約束がだめになったらどうなるのか。むしろ大規模にやった有利なことが、逆に自治体にとってはより大きな財政負担になってくるわけです。そういったリスクがある中で、果たして合併をして合併特例債が有利だということで、そういった財政措置に乗っかるのは得かということのをわれわれは考えないといけない。まだ将来の先が見えておりません。そういったリスクがある中で安易に市町村合併をしてよいのかという冷静な判断が求められているのであると思います。

あと地方交付税の削減予測を正確にやる必要があります。地方交付税の中には公共事業をやってその後の残りの借金返済分を国が地方交付税として配っている部分があります。公共事業をやらなければ今後その部分は減っていきます。やらなければ国から措置してもら必要はありません。この部分が減ったら問題でしょうか？問題はないように思います。そういった交付税と、一方で例えば福祉サービス、教育のサービス、職員の方の給与、そういったものに対して実施される交付税があります。この部分は減っては困るわけです。そのように交付税の中にもいろんな種類が入り込んでいるわけですから、総額で増えた、減ったという議論はあくまで総額の話であって、どの部分が削減されて、それによってどのサービスが削られていく可能性があるのかということまで踏み込んだ交付税削減の予測をしないと、最終的に決定できるような情報にはならないのではないかと私自身は思っております。そのような情報提供を早く各市町村、都道府県が行うべきだろうと思っております。

結論になりますが、最後は過去の市町村合併の反省をやはり少しはすべきであろうと思います。昭和の合併の時に実は全国の町村が合併しましたが、その時に特に政治家の方は自分たちの力で地域をどう発展させるかということよりも、むしろ安易に合併による援助に頼ったのではないかと、というふうに思います。その結果、地域は発展したかと申しますと、ますます衰退いたしました。都市においてもそうです。大阪に東大阪市という市があります。ここは今、人口50万人という巨大都市です。ここは元々3つの町が一緒になりました。ところが都心がどこにあるのかわからない。例えば津市でも都心というのはどこにあるの

かわかりますよね。都心があってその周辺に住居が広がる。それは都心という部分が経済学でいうところの集積の利益というものを享受するから、そういった構造になるんですね。ところが東大阪市には都心がないんです。正確にいうと3つあるんです。元々3つの町が一緒になったために都心が3つあるんです。非常に歪な構造になっております。そういった都市です。農村部はもっと悲惨なことになりました。合併して中心になれなかったところが軒並み過疎化し、過疎化で済めばよいほうで、廃村になっているところもあります。これは地域の市町村合併の歴史をみれば明かです。中心市は合併したいと思っています。自分のところが中心になれると思っていますから。それは自分の市に特に集中的に投資が来るから、それを目論んでいるわけです。中心になれない市町村は衰退していくわけです。それでいいのか、という判断ですね。衰退していくとどうなるかといえますと、自立など出来なくなります。ますます補助金に頼らざるをえません。生活を支えていかなくてはならないわけですから。おそらく今求められているのは、そういった自分たちの住んでいる町や村のことを自力で考えていくことだろうと思います。そのひとつの選択肢として市町村合併があってもいいのではないかと思います。それが発展に繋がるであろうと判断するのであれば。自分の頭で考えること抜きに安易に合併すれば、こういった援助が国からくるということに乗っかっていくと、おそらくこれまでの過ちをくり返すことになると思います。

またご質問等ありましたらその中で補足していきたいと思っておりますので、これで終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。豊富な事例を織り交ぜながら財政の問題を丁寧にもたわかりやすくお話しいただいたと思います。ここで15分間の休憩に入りたいと思います。(15分間の休憩)

それでは始めたいと思います。続きましては中勢地域からお二方を話題提供者としてお招きしております。ご紹介したいと思います。河芸町で合併問題の取り組みをされている住民運動団体であります「河芸ルネサンス」の会員であり、元自治体職員の後藤さんのほうからお話しを20分程していただきたいと思っております。

(後藤照生氏による話題提供)

みなさんこんにちは。ただ今紹介していただきました河芸ルネサンスの後藤でございます。私は河芸町における市町村合併の取り組みについてさやかな経験を報告しながら皆さんと共に考えていきたいと思っております。

まず、河芸ルネサンスという名前の由来を若干お話ししたいと思います。資料 中に出ていますように、河芸町のよりよい町づくりをめざす住民の会として昨年の8月に結成されました。意味は「再生・新生」です。今日もたくさんの会員の方が来てみえるので非常に勇気づけられています。そういう由来があるわけです。元々この河芸ルネサンスという会の活動は、皆さんも御存じのように現在の町長が住民に対して非常に侮辱した、いわゆる「ダニ発言」をしたわけです。そういう住民に対して背を向けた町長に対してリコール運動をやる、ということが出発点になりました。それ以外によりよい町づくりといいますが、そういった草の根運動もやっていこうという動機もあります。そういった中で市町村合併をめぐる問題も考えていこうという性格のものでした。私たちがどうして市町村合併問題を取り組み始めたのかと申しますと、ひとつは今年の春頃に会員の方の中からあるいは住民の方から「市町村合併の問題は非常に話題になっているし勉強してみようではないか」という声があがってまいりました。私自身も先程森先生からお話しもありましたように昭和の大合併が行われた当時は中学生でした。その当時、現在の河芸町は1万7,000人くらいの人口ですが、旧上野村と旧黒田村、旧豊津村といった3つの村が合併して誕生した町でございます。ちょうど私が中学2年か3年生の頃にたまたまその当時を思い出しますと、町の合併祝いに町内一周の駅伝大会に参加した記憶がございます。それから旧小学校の古い講堂の中でその当時合併についての住民大会といいますが町民大会が行われておりまして、そこにたまたま自分が参加していました。そのような記憶も戻りまして、ひとつ合併問題について勉強してみようではないかと思いました。そのようなきっかけがありまして私自身が合併問題を考える取り組みの発端となりました。

現在の河芸町におきましては、まず町長がどのような考えを持っているかということなのですが、資料 にありますアンケートをとらせていただきました。その集計結果を資料 と にまとめてございます。残念ながら町長には回答をいただくことが出来ませんでした。そういったことを予想してどうしてお答え頂けないのか、といった項目もアンケートの中には設けたのですが、町長の回答がございませんでした。9月の議会の答弁の中では合併推進は国からの方針です、ただし合併の理由は今ひとつ明確でないけれどもやむを得ない、それから住民投票はしない、といった内容でした。議員さんに関しては現在18名みえますが、その内17名の回答をいただきました。一部の議員さんを除いて推進の方法や合併に賛成という形で回答をいただいているのが現状でございます。それに対する私の考えになりますが、もちろん一部の議員

さんを除いての話になりますが、町長も議員さんも初めに合併ありきの方向性で進んでいるのではないかなと思います。それから住民の方の反応ですが、住民の方がどんな考えでみえるのかということ把握するためにアンケートはとっておりますが、ひとつの例として参考までに11市町村合併協議会という所が住民の方に無作為でアンケートをとっております。このアンケートは河芸町で330人が対象となり回収率が39%でした。一般的な市町村合併に対する限定された質問だったのですが、単純な回答といたしまして、合併が望ましいと答えたのが18%、望ましくないとの回答が22%でした。この結果はひとつの参考資料として考えております。ただ、私たちルネサンスの会が住民の会等で住民の方と接触して得られた反応といたしましては、まだまだわからない、あるいは迷ってみえる方、無関心の方を含めてですが、その数の方が圧倒的に多いのではないかと感じております。その前提に立ちながら現在われわれが取り組んだ5つほどの活動を報告させていただきます。

ひとつは講演会です。資料 と に講演会のチラシを掲載させていただきました。今年の7月に立石先生を講師としてお招きして合併についての初歩的なこと、そもそも合併とは何か、住民にとってはどうの効果があるのか、などをお話ししていただきました。この講演会はとても好評で、アンケートも取りました。その内容は資料 にあります。非常にわかりやすかった、という回答が多くて、われわれとしてもうれしい悲鳴をあげた、という状況になりました。私たちもビックリしたのですが参加者も50名を超えました。その際に募金も集めたのですが2万円ほど集まりましたし、アンケートの回答にも河芸町の合併問題についてもお尋ねしたのですが、参加者の中で回答をいただいた総数が28件です。その中で賛成が3名、反対が14名、どちらともいえないが10名、無記名が1名でした。そういった形でアンケートをとったのですが非常に好評でしたので、もう1度やるのではないかとということで第2弾を座談会という形で9月に再び立石先生もお招きした形で行いました。残念ながら出席者の数は少なかったですが内容的には非常に充実しておりました。単に一方通行ではなくてお互いに意見を交換しながら、といったような話し合いでした。終了予定時刻は夜の9時だったのですが20分ほど延長した座談会になりました。

3つ目は先程もご紹介いたしましたような町長、議員さんに対してのアンケートを行いました。この案を作るのには非常に大変でした。6時間ほどかかりまして、いろんな方から検討をしていただいた結果、このような内容になりました。資料 に掲載させていただいておりますが、私どもはルネサンスの会報という形で月に1度発行しております

す。この会はすべてカンパによる運営をさせていただいております。これに絶えず掲載、あるいはマスコミの方に申し入れも結果についてはさせていただいております。

それから4つ目は会員さんがみえますので、この方たちにいろんな座談会や講演会の案内や結果をお知らせしております。それからもうひとつはルネサンスの会報の中で市町村合併の問題で特に会員さんの中から編集に参加していただいている方に連載をしていただいております。そういった形で掲載してまいりました。

それからもうひとつは11市町村合併協議会がずっと開かれております。この傍聴にも絶えず参加しております。それから町主催の合併の説明会にも足を運んでおります。そういった形で現在取り組んでおります。それからその中で若干共感といいますか、感じることもあります。それは私たちの会のなかでも賛成の方、反対の方とそれぞれみえますし、この会は一定の見解を示す組織ではありません。ですので住民の方には判断材料となる資料をなるべく多く提供することと、少なくとも私たちが住んでいる住民の声をぜひ聞いて欲しい、という観点を貫いた活動を行っております。

それから2番目には約半年間の取り組みの中でまだまだ住民の方の中には「お上のいうことには間違いがない。お上のいうことに逆らうな」といったような考えといいいますか、諦めといいいますか、そのような考えを持っておられる方がたくさんいるなあとということを非常に強く感じております。実はこういった方達にも市町村合併の問題を考えていただきたくことが大事だと思うことと同時に、ひとつは住民の方の中に非常に時代に遅れた考え方があるということで、民主主義を発展させるというと大袈裟になりますが、そのような運動になるのかなという気持ちも私自身の中にあります。こういった会はどこでもそうだと思いますが、お金もかかるし、時間も労力もいるし、本当に根気のいる、忍耐のいる活動をする会だと改めて思いました。しかし、先程も言いましたようにルネサンスの会員の方にたくさん参加していただいて非常にありがたいなと思っております。私も皆さんも民主的な運営に心がけておりますし、手前味噌になりますが非常に頑張っているなと思っております。ただいろいろな議事進行では喧々囂々といいますが、建前だけではないので本当に衝突する時もあるのですが、仕事とはまた違った人間関係が形成され人生勉強を味わっている、というような段階です。

以上、簡単にはなりましたがけれども5つほどの取り組みの報告と教訓を述べさせていただきました。われわれ自身の活動もまだまだで花で例えるならばツボミの状態ですので、小さいながらもなるべく花が咲けるような、そんな運動にしてい

たいなということ報告して終わりたいと思いません。

(司会者)

ありがとうございました。それでは引き続き、横山さんよろしく申し上げます。

(横山立夫氏による話題提供)

美杉村の横山と申します。よろしく申し上げます。短大のこのような集会にお招きいただけるとは思いもよらなかったわけですが、私なりにこのところ関わっていることについてお話しさせていただきたいと思っております。ただ、初めに白状しておきますと、私は30数年、県職員という仕事をしてまいりまして、それなりに地方自治体の中に身を置いてきたわけですが、今思うと地方自治ということについてはほとんど勉強してこなかったなあと思っています。福祉関係に長い間携わってきておりましたので、その分野に関してはそれなりに勉強をしてきたつもりですが、地方自治についてはあまり勉強してこなかったのではないかと思います。今回、昨年市町村合併についていろんな議論がされるようになって、なぜ今になって市町村合併をするのか、いいのだろうか、という気持ちを持ちながら、いろいろと考えている中で改めて地方自治について勉強してこなかったツゲが今まわってきたな、という気がいたしております。そういう不勉強な人間であるわけですが、その不勉強さを補う意味でこの市町村合併について関わりをもつようになりました。

ひとつは「11市町村まちづくり委員会」がたまたま委員を公募する広告を出していました。私自身は初め自分の不勉強さもあってあまり乗り気ではなかったのですが、何か話をしているうちにそういうみんなが集まる場で議論をするということはあまり得意ではないけれども、資料をもらってくるという気持ちで参加しようと思い、応募のレポートをA4用紙1枚程度書きました。その結果たまたま委員に当たったという経緯であります。そういった委員になる一方で、一体これでよいのかなという気持ちもあって、たまたま地域の誘いかけにも乗った形で、同時に並行するような形で一志郡の「市町村合併を考える一志郡住民の会」にも関わるようになりました。

まず「まちづくり委員会」の方から説明をさせていただきます。7月の初めから委員会がこれまでに5回開かれました。最初の会議だけはやむを得ない事情により欠席いたしました。そのため委員応募のレポートに脚色した形で文書による発言を提出しました。2回目以降は出席しております。実際、参加してみて初めに抱いた疑問はやはり解消されていないな、というのが率直な感想です。三重大大学の先生が委員長、副委員長をされて会議

のリーダーをされながら全体討議とグループ討議をしてきているのですが、そうした中で出てくるのは、どうも抽象的なまちづくりのイメージというふうなことで、他の委員からも、これでいいのだろうか、といった批判がかなり出てきております。グループ討議を重ねた中でそれぞれのグループから仮に11市町村が合併するとしたらどうなるか、ということイメージしながら今後の“まちづくり”を作り上げていこう、ということで討議を重ねてきました。そうした中で、委員の中には賛成の人もいれば反対の人もいるのだらうと思いますが、ただお互いに共通項として、仮に合併をしたらどうなるのか、ということ議論してきました。そうした中で今の市町村の抱える問題をグループの中ではそれなりにえぐり出したところもあったわけです。ところが第5回目の全体会議において、委員長がそのグループのまとめた形で、こういう方向でどうだ、と出されたのを見るとあまりにも抽象的というか現実離れしているということで、この第5回会議は市民公開された全体会議であったわけですが、かなりの批判が噴出しまして委員長がおたおたしたというようなことがありました。その会議で委員長が提示した内容はバラ色のイメージということで、例えば福祉問題をどうするか、ゴミ問題、教育問題をどうするか、といった具体的な行政テーマについての掘り下げがないという内容でした。

そうした「まちづくり委員会」との関わりを持ちながら、一方で「市町村合併問題を考える一志郡住民の会」の取り組みがいろいろとされてきたわけですが、8月3日とにかく一志郡の中のそれぞれ繋がりのある方たちの間の呼びかけで準備会が開かれました。私自身も呼びかけられた者の一人として参加いたしました。準備会にはそこにいらっしゃいます立石先生にも来ていただいて勉強の材料を提供していただきながら、今後の会としての進め方を相談させていただいたというわけです。この時の準備会には約20名が集まったのではないかなと記憶しております。その後5名の世話人を決めてさまざまな取り組みをしていくことになりました。一志町の中の公民館を使用したり嬉野町の会議室を使ったりしながら取り組みをしております。その間に初めは参加した者全員が世話人ということでもいいじゃないか、という話が出ていたのですが、それではおかしいということから世話人の中の世話人ということで5人のメンバーを決めて事務局会議をこの間に何度か行っております。

そうした上で、今年の9月9日に先程お配りしましたチラシがあるかと思いますが、「ちょっとまって考えましょう！」というチラシを作って一志郡全域の新聞に折り込み配布いたしました。折り込んだ当初はあまり反応がなかったのですが、

日を追うに従って住民の生の声を直接私自身も聞くことが出来るようになってまいりました。こういう物を配りましたとって呼びかけをいたしますと、まだ2人、3人の範囲ではありますが、賛意を示してくれるようになりました。ただ率直に言ってこのチラシを作ったのはよいが、予測されたことではありますが大変困っております。それはお金がないからです。このチラシを作って配布するのに10数万円の借金が未だありますし、その上に市町村合併の特例債の話ではありませんが、さらに借金を重ねてしまう恐れがある、ということで第2号は準備中というような状況です。

その一方で9月には9月議会にあわせたような形で一志郡内の各町村長に申し入れをしました。どういった形で申し入れをするのかと申しますと、とにかく合併反対ということについて声高にわれわれ自身がいうのではなくて、こんなこといいのかわかり、という態度で各町村長に申し入れをしていこうということになったわけです。たしかにいろんな問題があるわけですが、町村長の間にも、あるいは各議長の中にもいろんな思惑もあるし、先程森先生がいわれたような財政上のメリットということもあるわけですから、そうした中から各町村長と各議長に申し入れを行いました。その中にはさまざまな反応がありました。非常に言葉には慎重にしながら住民の声は出来るだけ聞くようにしていきたいと発言された人もみえますし、淡々と自論を述べて、やはり今の時代は合併も視野に入れた行政をせざるを得ないといった態度を示された方もみえますし、中には少しがっかりしたのですが自分の自論は自論として、それを議論するというより、申し入れをする前に逃げてしまったという方がみえました。しかも各町村内をみると必ずしも全ての人が同じ方向で考えているわけでもないし、首長の考え方と議長の考え方に差があったり、あるいは住民の意見にもかなりいろいろな考え方があるな、ということを感じました。それから9月と10月にそれぞれ勉強会をいたしております。そういった取り組みを通していろいろ合併のあり方について、また合併に関する問題をいろんな方向から考えなくてはいけないと思います。その中で第2号のチラシを発行したり、あるいは「まちづくり委員会」を中心としたアンケートはひとつあるのですが、もうひとつ住民の声をきちんと捕まえているのか、といったような意見も出ており、一志郡としてもアンケートを独自にやってみようではないか、という意見が出ております。そのような取り組み経過をお話ししたわけですが、その中で私なりに感じてきたことがいくつかあります。

ひとつは今されている合併計画の意見の多くが今後10年から15年を目途にした論議が重点となっております。10年間は交付税、特例債を出しましょ

う、あるいは10年を過ぎて15年の間はだんだんと軽減していきますよ、というようなことだけが重点的に議論されて、先の見通しが非常に暗い。どういふふうに暗いかといいますと、先程の森先生のお話にもありましたが、明治の合併時代は明治維新から10数年経ってから市町村合併が盛り上がったのだと思いますが、当時は富国強兵や殖産興業などいわれておりましたが、少なくとも今後100年を視野に入れた議論がされているはずで、結果としてはその後の100年は非常に暗い時代を歩くことになりましたが、そういう方向性が議論されておりまして。また昭和の合併に関しても今のような交付金で、つまりお金を餌を与えて、というようなことが重点ではなかったように思います。当時は私も高校時代ですからそのことについてあまり知りませんが、つまり行政課題としての議論があって少なくとも今後はこうしていきましよう、といった10年や15年といっただけの狭い視野の話ではなかったように思います。そういう点で今の合併のあり方について非常に問題性を感じます。それから違う側面から考えると、住民が合併するべきか否かという判断ができるような情報や考え方の資料が十分提起されていないまま、市町村長や議長辺りのせめぎ合いの中で合併が論議されているということで、どちらが良いのか悪いのかということだけに、ある面では歪曲化されてきているのではないかなと、住民自身が今後どうしていけばいいのか、住民としてどんなふうに関わっていくのかについてきちんとした見通しがなく、ある面では大きいことは良いことだ、といったような幻想だけが振りまかれているような感じを率直に受けています。そういったところが今の問題点ではないかなと思います。

先の見通しが示されないまま、あるいは情報が十分提供されない、ということと私自身が冒頭でも申しましたように福祉に長い間関わってきましたので、その側面からみても、福祉は今いろいろと変化をしている時代です。介護保険が出来て県がやってきた仕事が市町村に移り、いろんな業務が大きく変化してきている。しかも一方で医療保険制度が転換するという時代で、実は従来いわれてきたのは市町村を重視する福祉、住民にとって身近な市町村の窓口に住民の声が届きやすい福祉ということ政府をはじめ福祉関係者はそういう取り組みをしてきたはずなのですが、合併することによって役場が遠くなるということになれば、従来やってきた市町村重視の福祉の見通しは一体どうなってしまうのだろうか、あれはもう捨ててしまうのだろうか、ということをお心配しますし、また今は地域福祉、在宅福祉ということがいわれてきている時代になおさら住民の声が届きやすいような仕組みが住民の身近なところで作られなければならないのに、それをわざわざ遠くするよう

なことでよいのだろうか、というようなことも感じるわけです。福祉の担い手をたくさん作らなければいけない、ということで専門学校が次から次へとでき、たくさん学生が学んでいます。行政は行政なりにそういった担い手を確保し養成する方向で進めているわけですが、そういった在宅福祉、地域福祉の中での福祉の担い手をどこへどのように配置していくか、ということが大きな枠の中で果たして適切にされていくのであろうか、というところを疑問に感じたりするわけです。まだまだ取り上げれば問題はありますかと思いますが、時間の都合上、これで私の問題提起として終わりたいと思います。また皆さまのご意見も聞かせていただきたいと思っています。ありがとうございました。

(司会者)

ありがとうございました。この中勢地域の住民の立場からということでお二方にお話しをしていただきました。それでは先程の森さんの話も含めて、いろいろと意見や質問等あると思いますので、ここから質疑応答の時間とさせていただきます。挙手で自由に発言を求めていきたいと思っておりますけれども、どなたかいらっしゃいますか？

(フロアーより)

先にお配りいたしました資料の中で「管内市町村の合併による財政シュミレーション【合併から10年後のイメージ】案」というのがあると思います。これは津の県民局が作成した、森先生のレジュームでいいますと不透明な財政改革のプランというものを国がいつてます。それを津の県民局がやられた資料になります。これを持って住民説明会を一部やってみえる地域もあるようで、実は昨日から始まっている一志町の管内の説明でこれをもって説明をしているといった事例もあって、非常に愕然としているのですが、そういう資料です。それから冊子にいたしましたのが「津市と10町村が合併すれば(合併後の財政シュミレーション)」という資料も併せて提出させていただきました。なぜこれを作ったのかといいますと、専門家からすれば「こんな方法は乱暴だ」といわれますが、実はこういう財政情報は行政が独占をいたしております、この間個々の私たちの地域でも一体いくら借金があって、いくら返さなくてはいけないのか、といったようなことがわからなくて、交付税は減るということはわかるのだけれども合併特例債によって借金をして、一体いつまで返済をするのかわからないわけです。これは個々にも質問をされると思うのですが、残念ながら資料が提出されておりません。この管内全部で出ていません。その出さないということには、例えば、私が25年前に家を建ててその際に20年で返済を終えまして、

無理な返済をせずに返済の計画を立てたわけですが、これが普通の感覚じゃないかと思えます。いくら自分の給料から引かれていくのだろう、自分の給料は増えていくけれどもこのくらいは返していかなくてはいけない、というのが普通だと思います。それをせずに金は儲かるんだ。借金は出来るのだ、と町長がおっしゃるわけですから、それはないでしょう、というのがひとつの理由です。それと無用な混乱がありましてこの話の中でもこの問題を詰めていかないわけです。まちづくりをするというプランがあったわけですが、一体そのまちづくりに800億円本当に使われるのかどうか、という話も町長に聞きますと、「いえいえ、使わないかもわからないですから計算出来ません」といったようなことをおっしゃるわけです。借金をするかどうかもわからないのになぜ合併をするんだ、と言いたくなるわけです。当初6月には800億円借りられるから合併をするんだ、とおっしゃって、8月になったら幾ら借りられるかわからないから計算しないんだ、とおっしゃるわけです。なのに合併はするとおっしゃってるわけです。そこら辺りで非常に混乱がありましたので、それを整理したかった、というのと全国的にもこの問題を整理されてようやく長野県では全県ネットというものを住民との間に作って、ようやく交渉の席上で県が発表します、といった段階のレベルなんです。ずっとネットで探しておりまして、たまたま佐賀県の事例でされているケースを使いました。

資料の中味の話に入っていきますが、これは2つの試算をしています。ひとつは先程、乱暴だ、と申しましたが一応、人口によって類似団体がありますのでその基準財政額をまとめたのが1枚目の表になります。その金額でもって10年間動いた場合、特例債等があって、それから地方交付税の算定替えが15年が続くわけですが、それを1枚目で試算をいたしました。2枚目は実はこの11市町村では資料2-1にありますように合併特例債の借入限度額という項目があると思いますが、合併から10年間に約702億円借りられるのですが、その1/10の70億円の事業をずっとした場合、一体何年間返さなくてはいけないのか、ということですが、特例があるわけですからその分を差し引きした場合に一体何年から赤字になるんだ、という試算があって、それを試算したのが「合併後の財政シュミレーション」という表になります。この金利は3年据え置きで年利が2%、12年償還で合計15年で返し、また毎年均等に元利合計を返済していったら、その内の70%は普通交付税でみると国もいってますから、70%は交付税に足し込んで最後に残る借金額というのは表でみるところのJの部分つまりE-Hがマイナスになった段階で合併をしてもこれだけの借金になって返済がある、

赤字になって返済出来なくなってしまう、といったものです。この例をとってみてもいけば14年目から赤に転落します。これだけたくさんのお金をもらっても15年はもちません。その中で赤になっていく、ということになります。

以上、この試算を出した狙いは一体何年目から赤字になっていくのだろうか、ということと、これはおかしいという事例、協議会の合併当局がおっしゃるのであればまともな詳細な計画書を出していただきたい、ということです。実際は総務省の中でもやってみえるはずですので、ぜひ発表していただきたいということには、その方法はゲリラ的になっていますけれども実際に有効性があるのかどうか、ということをお聞きしたいと思っております。

それからもう一点、A3の資料「管内市町村の合併による財政シュミレーション【合併から10年後のイメージ】(案)」になりますが、こういった不確定な財政シュミレーションを実は津の県民局が作っておりますが、これについてもお聞き出来ればと思います。

(司会者)

かなり細かな専門的な試算に基づいた質問とご意見だったかなと思います。念のために補っておきます。合併特例債については森先生のお話でも大きな比重を占めたかと思えますけれども、この中勢地域は11市町村ありますので、仮に全てが合併をするとなると、かなり大きな枠組みになるのではないかと思います。全国的にみても10を超える協議会というのは非常に少ないです。おそらく10もないのではないのでしょうか。従いまして合併特例債もその枠組みが広がれば広がるほど上限も上がってまいります。その結果700数十億円の合併特例事業を行うことが出来ます。キャパとしてはかなり大きなものになります。もちろん全額使い切る必要はありませんが。もし大きな合併をして大きな事業を行うことになると、70%は交付税措置でみてもらえますが30%は依然として残るわけです。700億円の内30%ですから200億円程度が借金として自前で返さなければならなくなります。こういうお話しに関わるご意見でした。一応補っておきます。こういう複雑な資料ですから、パッと見ていただいて具体的な数字のことはお答えしかねるかもしれませんが、いかがでしょうか。

(森 裕之氏による回答)

大変詳細な資料を提供いただいてありがとうございます。まずA3の資料からですが、これは県が出している資料ということでしたが、仮定のところに不透明なところが大きい感じがします。例えば、税源移譲はこういった形で今進んでおりま

す。総務大臣の片山プランということで国1:地方1です。今所得税の住民税への振り替えで住民税率を一律10%、これは1:1にするということです。これは確かにその通りに進んでいるので妥当な仮定であるとは思いますが、それから税収中立とするということですが、この税収中立というのは国から税金を移しますから、その分国から地方へ流していった補助金や交付税の額を削減する、という話です。国から地方へ移ってくる予定の税金は5.5兆円だったと思います。その5.5兆円を地方交付税と国庫支出金で削る、とっております。ここで問題になるのが、今たくさんの方の地方交付税や国庫支出金を個別の自治体はもらっているわけです。しかも規模の小さな市町村ほどたくさんもらっているわけですが、税金は入ってくるけれども、もし今までにたくさんの方の地方交付税や補助金をもらっていたら取られる分も大きいわけです。これが一体どのような配分で取られようとしているのかというのが今ひとつわからない。例えば、学校の先生のお給料に現在は補助金が出ているのですが、これも削減していくという話になっています。これからこのような具体的なメニューが出てくると思います。ですから、全体的に市町村で減少分を按分するのか、またそれが良いのかどうか、ということは前提条件のところではチェックを入れておいた方がいかなと思います。それで問題は「交付税の借り入れ等の廃止」にあると思います。先程も見ましたように毎年約4兆円から5兆円交付税のお金が不足しています。これを今は借金しているわけです。借金の一部は財政投融资として郵便貯金から借金をしている。一部は民間の企業から借り入れをしている。そういう形で4兆円から5兆円の措置をしております。これを多分止めるという前提であると思います。ではそんなことがあり得るのか、というように思います。4兆円を削るということはただ事ではないですから、借り入れを止めるという話ですが、そんな前提があり得るのか、という話です。国税5税といまして、所得税、法人税、消費税、酒税、たばこ税の3割が地方交付税の財源となります。それが不足しているという状態です。全国の都道府県市町村が必要としているお金と国税5税の3割との差があまりにも大きくなっています。この足りない部分を地方交付税の特別会計の借り入れで4兆円ほど補てんしています。それをなくしてしまうといっている。本来はその国税5税の3割分を4割に引き上げれば済む話だと思います。本当はそうあるべきです。法律もそのように謳っている。ところが今そのように借り入れ額がどんどん増加して地方交付税の配分を減らしていく、といった話になっています。この仮定は借り入れ部分をなくしてしまうという話ですよ。こんな仮定があり得るのかという疑問が個人的には強く感じました。

それから普通建設事業費の10%削減ということですが、これは既にこういった方針で公共事業全体が減らされてきておりますから、この仮定は妥当ではないかなと思いましたが、私自身としては先も述べましたように交付税の借り入れ等の廃止というのが、本当にこのような仮定をセットすることが妥当なのかという疑問が強くあります。

それから作成された資料の方ですが、大変よく作られている資料だと思います。こういった形で合併特例債で公共事業を行った後、いつ頃から赤字が発生するか、ということを出されていくということは情報提供として重要なことであろうと思います。私は合併特例債に限らず、この間に優遇されている地方債の発行で一番気になることが、必要性をあまり考えないことにあると思います。行う公共事業の必要度を考えずにとにかく起債が認められた、地方債が認められたから行うんだ、ということで、やることの重要性はどのくらいあるのですかと問うと、とにかく認められたからやるんだ、ということなんですね。自治体の財政運用に関わった方はよく御存じだと思いますが、とにかく地方債が認められたということだとか、補助金がつくということがなければ予算は組めません。本来はこういったものが必要だからそのためにどういった手段があるのかを考えた時に、補助金であるとか地方債を視野に入れて考えるのがあるべき予算編成のあり方なのですが、実態はそうではありません。実態は地方債が認められるのか交付金措置がどれだけあるのか、補助金がどれだけつくのか、ということで予算編成されているという状況です。そのことと同じだと思うのですが、良いものであれば合併特例債で借金をしてもいいと思います。しかしそこで問われなければならないことは、一体そのお金で何を作るのか、ということにあると思います。だからこういった赤字になるということはいけないことですから、まず何を作るのかということの情報提供といいますが、質のところは提供としては大事ではないかなと思います。どれだけ期待に添える答えが出来たか分かりませんが、後でゆっくり資料のほうは見させていただきます。

(司会者)

ありがとうございました。他にご質問等ありましたらお願いします。

(フロアーより)

昨年の町の説明会に出席した時に町長がいろいろと話されておりましたが、それに対して一点質問をしたのですが、町長は三役が減ることにより財政が削減出来るんだといわれましたが、その分町民が利用する福祉や医療のサービスの低下に繋がるのではないですか、と質問をいたしました。

町長はいろいろな方法で質が低下しないようにします、と話されました。私がそこで感じましたのは、具体的な話が出てこないということで非常に不信感を持ちました。それから市町村合併についてもいろいろと調べてみましたがそういったことを発見していますし、議員の方も随分と減ってみえます。一般の私達では具体的な話をうまく説明が出来ずに伝えることができない。どんなふうに進めていけばよいのかわからないし、抽象的な形になるのではないかなと思います。そこでアドバイスや事例等をお話しただけであればと思います。よろしくをお願いします。

(司会者)

どなたでもということでありましたので、私がお答えしたいと思います。まず質問主旨は具体的な施策、行政の領域が合併をすることによってどうなるのか、といった具体的な問題です。これは正に個別の事業の数だけありますから厳密にはいえない。おそらくバラバラになってしまうと思います。特に福祉や現場の行政サービス関係でいいますとこの津、安芸、一志の11市町村の枠組みの協議会の中でもまだ具体的にどうなるのかということについては議論されておりません。ただ一部の使用料金などについては議論され始めましたが、これはある意味で些末な問題かも知れませんが、いろんな手数料、住民票を取る時に250円かかる地域もあれば300円かかる地域もあるということでもちまちまです。もし合併するのであれば調整するのか、といった議論はされ始めております。さらに水道料金や保険料はどうなるのか、という問題が少し出始めた段階で最終的にどうなるかということはお出しておりません。簡単にいえば「こうやるんだ」と決めれば決められる問題ではないかなと私自身は思っております。よく言われることは、これは耳障りのよい話ですけれども、住民サービスが高い水準の自治体に合わせる。なおかつ使用料や料金は最も安い自治体に合わせる。もしそうならば非常に住民にとっては都合がよくなります。ただなぜ高い地域、あるいは安い地域があるのかということですが、それはそれなりにその自治体の人口構造やその他を反映して高くなったり安く抑えられたりしているわけです。人為的に料金はこれでいくんだとか決めることは容易いですが、その後の実際の運営でしわ寄せは来るでしょう。ですからサービスは高く、コストは低く、ということをやるとツケは後々合併自治体にまわってくる。そうすると2年、3年経たないうちに料金改定というようなことになるのではないかなというふうに思います。

それから職員の数についてですが、私も少し試算を個人的にやったことがあります。11市町村が合併をした場合人口が約30万になります。既存

の自治体で現在30万人規模の自治体と比較すればいいのです。もちろん気候、風土、地理的条件などが異なりますので、30万人の自治体が同じ実態というわけにはいきませんが、どういう自治体と似ているかといいますと、福島県のいわき市や県庁所在地である福島市、それから郡山市といった市がかなり似ています。そういったところは例えば30万人の都市では約2,000人の一般行政職の職員で運営しております。今の11市町村は合計で約2,700人の職員を抱えております。ですから大雑把に言えば700人ほど多くなってしまいます。同じような30万人都市が2,000人ぐらいでやっているのだから、700人ももったいないのではないかという話になって削減しようということになります。そういった意味でいうと自ずと削減せざるを得ない状況になっているのかなと思います。ただし、どの部門の職員を削るのかということが重要になってきて、この点は実際どうなのか結果はわかりませんが、企画や総務部門を中心に、つまり重複する部分を役所そのものの管理に専属である、そういう職務、部門がありますから、そういった所は例えば、職員の給料を計算するというのであれば、もちろん人数分にもよると思いますが、ある意味で削減しやすい部門かと思えます。そういうところで人員削減をしよう。ただ、福祉、その他医療といった第一線の部門、つまり一人一人の住民に対して直接サービスを提供する対人業務を中心としたところは、実際今でもてんてこまいの過密な労働条件になっているわけですし、そこを削減するということになるとダイレクトに住民サービスの低下に直結する問題になると思います。こういう関係首長の皆さん、自治体幹部の皆さんはそういったところを削減するということはあまり考えていないと思います。住民の批判を恐れて容易には出来ないと思います。これも調整次第、協議次第でどうなるかはわからない。合併後すぐには減らされないけれども、合併後、いろいろとその後の調整ということで削る可能性が便乗する形で出てくるのではないかなと私は思います。ただ部門によって削減されやすい所とされにくい所はあると思います。ただ流動的な側面もあるのかなと思います。こういう問題は細かいので、なかなかひとつずつ説明はしづらいのですが。

(横山立夫氏による回答)

少し追加させていただきますと、三重県はこのところずっと行政改革と称して合併を進めてきております。そこで何が起こったかと申しますと、例えば保健と福祉を一体化することによって両方の共通部分を削減出来るということで実際に職員数を削減したわけですが、実際の仕事の面では職員間の意見調整や事務のやり取りに非常に支障が出た、ということがあります。私自身は既に県

を退職しておりますので内部の状況はわかりませんが、コンピューターが発達してコンピューターでやり取りすれば少ない職員でも対応出来るということをいわれながら、実態は職員がコンピューターを使うのではなくてコンピューターに職員が使われているのではないかと思います。職員を削減するということはそのようなことに結びついていくし、それが住民サービスの低下、例えば、今県庁に行ってその場で相談をしようとしても、担当職員に相談するにあたってその資料がすぐに出てこない場合があります。無駄を省くということでキャビネットを別に置いて、いちいち取りに行かなくてはならなかったりします。私自身も経験をいたしました、このような資料を見たい、といった場合に一時間ほど待たされました。そのこと自体も住民サービスの低下になっているのではないだろうかと思えます。決してコンピューター化することによって職員を削減した部分をカバー出来るわけではない、ということを感じるわけです。

もうひとつは三役の部分、議員の部分が減らすことが出来るということが自治体の財政にとってどのくらいのプラスになるのか、その辺りは私は数字のことはあまり得意ではありませんのでわかりませんが、日本の今の代議政治というものは議員の削減という方向で流れておりますが、諸外国の発達した代議政治をみると日本の住民一人あたりに対する議員の数はかなり少ないといわれております。そのような少ない議員の数で果たして代議政治として住民の声が議員にきちんと反映出来るのだろうか、たしかに削減する理由として議員がきちんと働いていないという問題がありますが、それはそういう議員を誰が選ぶのかという問題であって、議員そのものの問題ではなからうと思えます。すり替えていないかなと思えます。行政が進めば進むほど従来考えられていなかった部分に行政の力を注がなくてはならないのですから、一定の組織と体制はいると思えます。

(司会者)

補足ありがとうございます。

(後藤 照生氏による回答)

回答になるかわかりませんが、合併したらどうなるのかを住民の方にどのように説明したらいいのかという問題ですけれども、実は今月11市町村合併協議会を傍聴しに行きました。その際にある方が質問をされていたのですが、一志郡のある町長さんが議員さんかはっきりわかりませんが、会長に対して、そのような中間構想を書いているが、我々のような第一線に立つ者は役場がどうなるのかといったような問題をまず知りたい、もっと我々のことを考えて欲しい、そんな絵に描いたよう

な提案はやめてもらいたい、と疑問を投げかけていました。そういう意味では私自身も含めてですが町の説明会で協議会や町の見解を引き出すということは非常に大事ではないかなと感じます。私も身近な問題を町に対してするのですが、回答をしないといいですか、わかっているもしないのかもしれませんが、そういう運動が今必要ではないかなと思っています。それから来月の11月17日に県内の住民の会が主催して講演会を行います。仮の題ですが、「市町村合併は住民を幸せにするか」といった講演会をやる予定です。最近の県内の合併の動きというものもひとつの曲がり角にきております。国や各市町村長の思惑がぶつかったり、地域の特性がぶつかったりして曲がり角にきているのではないだろうかと思えます。ぜひ参加していただければと思います。講師の方は全国的に非常に有名な方ですので、全国的な動きや県内の動きが非常に参考になるのではないかなと思っています。

(司会者)

企画の宣伝も含めてご意見いただきました。他に皆さんの方から何かありませんか？

(フロアーより)

合併という名前ばかりが先走って、実際合併するのにお金がどれだけかかるのか、財源の裏づけもない日本の状況でこういったものをやるよりも経済の復興を先にやるべきではないのかなと思えます。財源の裏付けもないのになぜこれだけ合併が進んできているのか、ということです。今日本は借金地獄になっています。693兆円の借金があり、この5年間でも200兆円の借金をしています。日本の予算が約80兆円の中で30兆円ほどの赤字国債を発行しています。なぜこの問題をいまさら持ち出して国や住民を混乱させるのか、ということです。その問題をきちんと住民に知らせることが必要ではないだろうかと思えます。いかがでしょうか。

(森 裕之氏による回答)

合併の話とかなり大きな話になっていると思えます。今いわれた通り、現在は国・地方合わせて700兆円ほどの借金が公式の統計であります。実際はどれだけ借金があるのか正確にはわかっておりませんが、多いということはわかっておりますが、一説によれば1,000兆円ともいわれております。担保する国民の金融資産が1,400兆円ということで、もう数年で債務超過となります、そういった日本の状況のお話です。それをどう再建していくかという話は国として、というよりは世界として考えるべきです。今金利負担が低いので何とか持っています、これが上がった時に景気回復すると資金需要が上がりますから金利が上がります。そう

すると一気に日本の財政は破綻するといわれております。そういった現状は確かにあります。その原因となっているのは公共事業にあります。これは間違いないわけです。この5年、バブル崩壊後、急激に借金が増えてきております。そのツケが来ているわけです。今まではごまかしていただけで、景気が悪いから公共事業をする、景気が良くて公共事業は行っていたのですが、公共事業の好きな国ですから。いわゆる土建国家というシステムがずっと残ってきた。それが借金をできない状況になってきているわけです。ですから国は何とか財政支出を減らしていかなければならない。その一環として地方交付税を減らしていかなければいけない。その目的のために市町村合併が推進されている、そういう大きな流れの中にあります。借金というツケが住民一人一人に降ろされようとしている実態です。明らかに問題は国の失政にあると私自身は思っております。そのツケが来ているということ、そのためにひょっとしたら理不尽な要求がなされようとしている。そのことを問題にするということはいわないと、一国民として国をより良くしていくということにはならないだろうと思います。そういう意味ではおっしゃった大きな話というのも背景にあるんだ、ということはいっておく必要があると思います。その中で市町村合併の問題を考えるとということですが、これは金銭的な規模でいったら全然違うわけです。1,000兆円の規模と4兆円ほどの地方交付税を削るとか、合併して経済が立ち直るなどということは絶対にあり得ない話です。

だから今大事なことは、我々生活をする者が将来どれだけ安心して暮らせる地域を作っていくか、生活というのは地域にしかありませんから、その観点から市町村合併を考えていく、ということがむしろ一番重要であろうと私は思います。ただ、そのようにいっても現実に交付税が減らされる、明日、明後日の福祉サービスが提供出来るかどうか分からないといった事態に直面している、ということも事実です。そのこともやはり考えていかざるを得ない、といったような非常に難しい状況にあります。財政危機の話はまた時間のある時にお話し出来たらと思っております。私自身はそういう借金をどのように返済するかという話は、国の経済全体の話でマクロ・コントロールといいますがインフレをどうしていくのか、税をどのように引き上げていくのかといった話と、我々の住んでいる地域の話は別にして考えていくべきだと思います。やっぱり地域の問題はそこに生活していく我々ひとりひとりの立場から考えるものであって、国の財政をどうしていくか、経済をどうするのかといった問題は、その責任は追求するとしても、そのことについては別の措置を取るべきであろうと思っております。ですから、そこは一応区

分して議論するべきであろうと思います。ただ、腹は立ちます。国の失政の責任を今私たちが負わされているわけですから、そういったことは伝えていくべきだとは思いますが。

(質問の回答を受けて再び質問者)

民間でリストラが成功したから今度は公務員でしよう、ということになってますが、実際民間でリストラしたことによって不況になっていきますよね。私は公務員のリストラをやれば大恐慌に発展していく可能性があると思います。1929年の世界恐慌のように日本も同じような道を歩んでいくのか。合併を進めていくと過疎化になっていきます。過疎化になった場合、市は果たしてそれで農業や林業を守れるのか。農業や林業がまともにならない国というのは消滅するしかないです。どこをみてもありません。他の先進資本主義国でも農産物の自給率は充分にあります。悪い悪いといわれている国でも半分以上は自給しています。ところが日本は30%程度です。このまま合併が進めばさらに過疎化が進む。今の嬉野町でも中川辺りでは税金が高すぎて農地として持てないといっています。そうすると土地を投げ売りする。だからますます過疎化が進みますよね。そんなことをやっているとなんか生きていくことと生きていく生活に影響がものすごく出てきます。米というのは単なる食料ではありません。台風を避けるとか、二酸化炭素を吸って酸素を出すとか、人の生活とは切っても切れないものがあるわけです。それが進んだために不況も進んで、経済もガタガタになったわけです。昔はサラリーマンが農村に帰れば農業や林業で生活していけたわけですが、今はそんなこと出来ません。戻るところがないです。ですから物事は一つだけで進んでいるのではなくて複合だということ、複合で進んでくる可能性があるわけです。大きくなれば当然過疎化も進んでいくであろうし、一層不況が激しくなっていくのではないのかと思うのですが。

(司会者)

農業の話にも言及されましたけれども、重要な問題です。この地域も津市の産業労働部では、第2次産業、第3次産業が中心の部署構えになっています。しかし同じこの地域でも他の町村に行けば農工課、農商課といったように「農」が入った窓口があると思いますけれども、そういった意味でも合併するに伴って農業政策をどうするのか、といった問題。これは合併したからといって解決するどころではなくて依然としてその地域がどうするのかという政策判断のいる領域かなと思います。これはこれでまた重要な問題で、今回のシンポジウムでは残念ながらあまり強調出来ませんがしたけれども、その他の所でまたいろいろと私自

身も考えていきたいなと思います。

時間が迫ってきておりますので、もうおひと方で締め切りしたいと思います。どなたかいらっしゃいますか？

(フロアーより)

国の借金を減らすために合併をするんだという説明がありまして、保守の議員の場合それが第1の目的になっています。そうしますと合併をすれば国の借金は減るのかという答えは何もないのですが、国の借金を減らすために合併をするんだ、とっております。ここを突き破らないことには今の合併の中心になっている議員を説得出来ません。私は単純に思うのですが、結局今の特例債などを全て合併に適応すれば国の借金は増えるわけです。地方の借金分だけの特例債がありますから、そうしますと20兆円ぐらい増えるのではないかと思います。そういう問題と地方交付税を現状で15年間措置するわけですが、そうしますと今の地方交付税そのものの借金が毎年5兆円ほどあるわけですから、そのままなわけです。合併した場合、現状の地方交付税を保障するわけですから、最終的に15年経った先に地方交付税の借金は増えてます。結局は国の借金が aumentando。そういったことを説明していただくと嬉しいのですが、簡単に反論出来る方法を教えていただければと思います。

それから少子高齢化の問題になりますが、具体的な例で篠山市のほうで合併の事務局長をされている方が説明にみえていたのですが、専門家の職員が雇えるといったようなことでしたが、あその話にいきますと、どうも建設関係の設計関係は全部コンサルタントになり全部民営化するというお話でした。その方は企業関係の部長をされている方ですが、ガスなども全部民営化していくと聞いていました。そうなるっていくと専門家はいらぬという話になっていました。

それから協議会の中味を教えてくださいたいのですが、この間も協議会を傍聴しに行きましたが、あまりにもひどい協議会でした。具体的な論議がありませんでした。さきほどお話をされましたまちづくりの横山さんが委員に入ってみえますが、どこへ持っていかけても適応する内容です。これを5回も開催した結果がこんな文章なのか、現実に協議会を見て私は思いました。あまりにもひどすぎるのではないかなと思います。それから津市の市長が議長をしておりますと具体的に町村で説明する時に、皆さんは「具体的な話は市長の考えで説明して下さい」と言っていました。協議会で論議していない話を具体的に話をするわけですからひどい話です。安濃町の町長が説明会で発言をしたのですが、学校給食の問題で、これはこのままいくとセンター方式になるだろうと聞いてました。

個々の市長の考え方を都合のよいように説明して、住民が納得出来るような説明の仕方をしたのだと思いますが、こんな状況が今の現状で来年1月には法定協議会に入っていこうという話なんです、協議会で実際にまちづくりに参加してみえる方がいらっしゃいますので、もっと具体的な話にならないのかということをお聞きしたいなと思います。

(司会者)

それでは、まず後半部分の質問から横山さんお願いいたします。

(横山立夫氏による回答)

先程も申しましたように「まちづくり委員会」でのいろんな議論については、5回議論を積み重ねてきた中で、率直に言って参加した委員の気持ちと委員長がまとめた中間報告ではやはりかけ離れていたのではないかなと思います。だから9月17日に行われました全体討議の中で参加者の中からきびしい批判も出ました。「人と自然にやさしい環境、人と世界を結ぶ情報、安心と安全のまちづくり、人づくり先進市を目指すまちづくり、その他」などのいろんなタイトルが並んでいて、「ハートのまちづくり」ということで「日本のまん中、三重の県都、心の通う30万の中核都市」といったスローガンなんかが出てきたりしているわけです。それなりに善意に解釈をすれば、みんなの意見を抽象的にまとめればこういうことになるのかなと思います。これで借金があと200数十億円残るようなまちづくりを見通してよいのかどうか、といいますと正直私も疑問に思います。そういうところが実際に11市町村まちづくり委員会に関わって感じるところです。

(司会者)

ありがとうございました。次に前半部分の質問で財政に関わる問題の答えをお願いいたします。

(森 裕之氏による回答)

市町村合併で財政危機が解消出来るのかという問題ですが、これは焼け石に水だと思います。それも簡単なことです。地方交付税が年間20兆円あります。どれだけ削ってもゼロになったところで20兆円なんです。国の借金は表に出ているだけで今700兆円ほどあります。特殊法人などの隠れ借金など他の借金を合わせると1,000兆円を超えるといわれています。現在、元利償還金だけで国だけで20兆円ほどあります。それも低い金利負担で返していますから、まだ何とか微妙なバランスのところでもっているという状況だと思います。その中で合併して少し地方交付税を減らすということなので、とても財政再建出来るなんてことはありえない話です。そんなことを信じているというの

は大変めでたいといいますが、そんなウルトラCみたいな解決策はないわけです。むしろ合併特例債という制度は先程指摘されたようにおそらく国全体の借金を引き上げることになります。合併する市町村の数によっても変わってきますけれども、今いわれた20兆円とか40兆円が新たに合併特例債による起債としては可能になるわけです。本当に合併特例債を市町村合併による新しい市町村が発行し始めたら大変なことになってしまいますよね。だから何を考えているのか、というのが全くわからない。個別の自治体で見れば合併特例債は得かもしれませんが、日本全体で見たらこれはものすごく危険な破滅的な、破滅的というのは将来的にもものすごい悪性インフレに発展していく危険性をはらんだものなのです。こんなことを考えても、やはり市町村合併をして合併特例債を発行していくというのは、市町村としては合理的な選択かも知れませんが、日本全体、国全体のことを考えると非常に危ない選択をしているのではないかなという感じがしております。ですから、市町村合併をしても財政再建にはならない。全くの焼け石に水です。どうしようもありません。それよりはもう少しまともなマクロ・コントロールのほうでちゃんと財政再建を考えるべきであると思います。先程も申しましたが市町村合併のほうは生活者の立場から安心して暮らせる地域はどうしたら作れるか、その観点から考えるべきだと思います。

(横山立夫氏による回答)

先程、大事なことをいい忘れちゃったので、皆さんがごっちゃんとして考えられるといけないので、敢えて追加発言をさせていただきます。「11市町村まちづくり委員会」という私が関わっている委員会と「津・久居・安芸・一志郡市町村合併問題協議会」というものは全く別の組織だということをご理解いただきたいと思います。合併問題協議会は市町村長や議会関係の人達が主に集まって合併問題を議論しているものであって、そちらのほうの情報は私たちのほうには流れてきておりません。それから「まちづくり委員会」の方は冒頭にいいましたように、住民の中から代表を何名か応募して参加して結成された委員会です。その中でグループ討議をしながら中間のまとめをしたというところです。こちらで議論したことは合併問題協議会のほうへ資料として提供されているようです。合併問題協議会の資料を見ると私たちのほうで議論したことがはさんであったりしますので、そういう関係にある、ということですので、両方の組織が同じものではないということをお話ししておきたいと思います。

(お断り)

「合併問題協議会」の資料が、「まちづくり委

員会」に流れてきていない、というのは私の早とちりで、会議の都度「合併問題協議会」の資料も配付されています。この場を借りてお詫びし、訂正します。

(司会者)

ありがとうございました。時間もまいりましたので、まとめに移りたいと思います。

いろんな議論が出ましたので一言ではいえませんが、ただ森さんがいわれたことで重要だなと思ったことは、国の問題と地方の問題をしばしば混同して考えてしまうところがあります。これは日本の政治社会の特質なのかな、地域社会と国は別である。もちろんイギリスでもフランスでもどこでもどこかで繋がっているのは確かでありますが、その考え方として地域の問題と国の問題をある程度峻別して考えて、地域の問題は独自のやり方、処方箋があって、国は国です、といったようなある程度の線引きみたいなものがあって然るべきではないかと私は思います。日本社会の場合はどうもその辺がうまくいかないようで、どちらか考えろと求められた場合に多くが国のほうを先に考えてしまう。そういうようなところがあるのかなという気がいたします。そういうある種の政治文化的なものが、この合併問題や先程の質問でも出ましたが国の借金をどうする、といった全体の問題と重なったり相互移入したりという、そういったことに改めて気づきました。しかし森さんの話だと、やはり地域の問題は自分たちが向こう数十年住み続ける我が町の問題として、それ自体が独自の努力によって住みよい豊かな町にしていかなければならない、といったメッセージが非常に当を得た見解かなと思います。つまり合併問題に限らず財政問題や環境問題でもそうですが、国のいうことを素直に実践して国がお金をくれたからそれを使おうとする、といった単純なやり方では地域自身の発展はあり得ないだろう、ということが既に顕わになってきているのかなあという気がいたします。それで合併問題というものは幸いといえますが奇妙なことに、そういうことを気づかせてくれる機会になったのかなという気がいたします。そういう観点から合併問題を考える、国の問題はとりあえずカッコに入れましょう、というふうに単純化してそういうことを森さんはいわれたのかなと思いますけれども、肝に銘じてといいますが深く頭の中に留めて今後もこの問題に私も向き合っていきたいなと思います。

合併論議はやり始めるとけっこう奥が深くて、では農業はどうなるんだ、とかいくらでも論点がありますので、また別の機会に是非ということで今日は時間もありませんのでお開きにしたいと思います。今日お集まり頂いた方は一志あるいは河芸の地域で明日からもまたいろんな取り組みをな

さって合併問題の中心的な担い手という形で活動をされると思います。今日のシンポジウムがそういう取り組みを進めていく上でもお役に立てればこのシンポジウムを開いた甲斐があったかなというふうに企画者としては思います。雨の中、また日曜日にわざわざこの短大まで足を運んでいただきましてどうもありがとうございました。

最後に室長のほうからご挨拶がございます。

(地研室長による閉会の挨拶)

今日は長時間、シンポジウムにご参加いただきありがとうございました。会場からも久しぶりにいろんな意見が出まして、活発な交流集会になったと思います。

私が研究しております労働法のほうでもこれが

ら公務員のワークシェアリングをどういうふう展開するのかといった、暗い話これから県下全体に、おそらく再来年辺りには大きなはっきりした形で出てくるのではないかという予測をしておるわけですが、その時には、今日ここで聞きしたご意見やお話しを参考にしながら私自身の考えもまとめていきたいと思っております。

地域問題総合調査研究室ではこれからも、交流集会をいろいろとテーマを設定して開催する予定であります。次回は2月に市町村合併と農山村地域というテーマで、本日の司会者であります立石先生にも加わっていただきまして市町村合併の問題と絡めて農村地域をどうするか、というところも予定しております。またご参加いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

## 【受人図書一覧】

本研究室で平成14年9月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
通商白書 2002	経済産業省
観光白書 平成14年版	国土交通省
防災白書 平成14年版	内閣府
労働経済白書 平成14年版	厚生労働省
平成14年版 厚生労働白書	厚生労働省
情報通信白書 平成14年版	総務省
女性白書 2002	日本婦人団体連合会
保育白書 2002	全国保育団体連絡会・保育研究所
子ども白書 下	日本子どもを守る会
平成14年版 男女共同参画白書	内閣府
レジャー白書 2002	(財)自由時間デザイン協会
社会保障年鑑 2002年版	健康保険組合連合会
消費者物価指数年報 平成13年	総務省統計局
労働力調査年報 平成13年	総務省統計局
平成14年度 地方交付税制度解説(単)	(財)地方財務協会
改正地方財政詳解 平成14年度	(財)地方財務協会
平成14年版 地方財政統計年報	(財)地方財務協会
平成13年 地方公務員給与の実態	(財)地方財務協会
平成13年 地方公務員給与の実態(別冊)	(財)地方財務協会
地域統計要覧 2002年版	地域振興整備公団
民力'02	朝日新聞社
アンケート調査年鑑 2002年版	竹内 宏
職員の給与等に関する報告および勧告 平成14年10月	三重県人事委員会
人口大事典	日本人口学会
近世身分制と被差別部落	脇田 修
公室年譜略 藤堂藩初期史料	上野市古文献刊行会
平成14年版 三重県環境白書	三重県環境部
西東京市の事例に見る合併協議の実務	西東京合併事務研究会
広域行政の諸相	山梨学院大学行政研究センター
平成14年度 固定資産概要調書	津市財務部課税課

#### 編集後記

今回は第25回地研研究交流集会の記録をお届けします。テーマは最もホットな話題の一つである市町村合併問題です。行政が主導する形で合併への動きが強力に推進され、あたかもそれが逆らい難い潮流であるがごとき認識が一般化している今日、あえてこれに批判的にアプローチしようとした今回の企画は「地域住民の地域問題の解決に対する要望に応える」という地研設立の趣旨にも見合う、時宜にかなった企画であると言えます。

わかりやすい講演と具体的で熱のこもった討論を通じて見えてきたのは、国が進めている合併政策が持つある種の「いかがわしさ」ではないでしょうか。住民の側から合併要求が沸き起こっているわけでもなく、むしろ不便さの増大や福祉サービスの低下への懸念すら提出されているなかで、合併の流れに乗らない自治体に対しては懲罰をも示唆するという強引な手法を駆使してまで合併を迫る国の姿に、私たちはやはり疑念を抱かざるを得ません。なぜ合併なのか、その必要がどこにあるのか、合併によっていかなるメリットとデメリットが生じるのかといった問題について、今こそ自治体そして私たち住民は真剣に考え討論を進めていく必要があるのでしょうか。本号に掲載された研究交流集会の記録が、そのためのささやかな一助となれば幸いとすところす。 (南)